

療育手帳の交付申請をされる方、療育手帳を交付されている方へお知らせ

平成25年6月より療育手帳の様式が変更されます。

“新”療育手帳の特徴

- 氏名や障害の程度等の手帳記載事項について、従来の手書きから印字に変更します。
- 療育手帳の様式変更に伴い、判定毎に顔写真を更新するため、割引利用時等の本人確認が容易になり、利便性が向上します。
- 専用のケースに折り込む様式のため、写真のはがれや手帳のほつれがなくなります。

県からのお願い

様式の変更に伴い、以下の点についてご協力をお願いします。

1 判定を受ける方

- ・ 交付申請及び再判定の際には、顔写真（縦4cm×横3cm）の用意をお願いします。

2 再判定後の留意点

- ・ 有料道路割引証明を受けている方は、再判定後に市町村窓口で手帳を受け取る際に押印の確認をお願いします。
- ・ 軽自動車税（窓口：市町村）または自動車税（窓口：県合庁税務課）の減免証明については、窓口において押印の手続きをお願いします。

3 新療育手帳を希望される方

- ・ ご希望により新様式での再交付が可能ですので、顔写真を添えて市町村窓口へ再交付申請を行ってください。

ご不明な点は、管轄の児童相談所(知的障害者更生相談所)もしくは市町村担当窓口までお問い合わせください。



しあわせ信州

【問い合わせ先】

- ・ 児童相談所(知的障害者更生相談所)
- ・ お住まいの市町村療育手帳申請窓口

新療育手帳について

療育手帳カバー

外側

療育手帳
長野県

- ・手帳カバーは上下開きです。
- ・手帳カバーの中に折り込んだ台紙を入れて保管します。
- ・手帳カバーの色は濃緑色であり、従来と同色です。

療育手帳台紙

おもて面

療育手帳

第 種

氏名 長野県 長野市 〇〇〇

障害の程度 【総合判定】	
合併障害	【別添障害 例】
判定年月日	平成 年 月 日
次の判定年月	平成 年 月
判定機関名	TEL
市町村担当部署	TEL

本人の住所		
【TEL】		
変更後の本人の住所、電話番号	変更年月日	所在地・郵便番号

保護者氏名	続柄	
保護者住所	【TEL】	
変更後の保護者氏名、住所、電話番号	変更年月日	所在地・郵便番号

うら面

注意事項

1. 本手帳は、療育手帳の発行に必要となる資料を提出し、審査の結果、療育手帳が発行された後、必ずお持ちください。
2. 本手帳は、療育手帳の発行に必要となる資料を提出し、審査の結果、療育手帳が発行された後、必ずお持ちください。
3. 本手帳は、療育手帳の発行に必要となる資料を提出し、審査の結果、療育手帳が発行された後、必ずお持ちください。
4. 本手帳は、療育手帳の発行に必要となる資料を提出し、審査の結果、療育手帳が発行された後、必ずお持ちください。
5. 本手帳は、療育手帳の発行に必要となる資料を提出し、審査の結果、療育手帳が発行された後、必ずお持ちください。
6. 本手帳は、療育手帳の発行に必要となる資料を提出し、審査の結果、療育手帳が発行された後、必ずお持ちください。
7. 本手帳は、療育手帳の発行に必要となる資料を提出し、審査の結果、療育手帳が発行された後、必ずお持ちください。
8. 本手帳は、療育手帳の発行に必要となる資料を提出し、審査の結果、療育手帳が発行された後、必ずお持ちください。
9. 本手帳は、療育手帳の発行に必要となる資料を提出し、審査の結果、療育手帳が発行された後、必ずお持ちください。
10. 本手帳は、療育手帳の発行に必要となる資料を提出し、審査の結果、療育手帳が発行された後、必ずお持ちください。

（子償額）

（子償額）

（子償額）

・手帳台紙のサイズはA4縦半分サイズとなります。